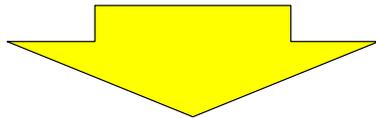


電子債権記録機関関係（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係）の概要

ガイドラインの制定

・電子記録債権法の施行に合わせて、ガイドラインを制定する必要がある。



ガイドライン（電子債権記録機関関係）

I. 監督上の評価項目

II. 監督に係る事務処理上の留意点

I. 監督上の評価項目

- 経営管理（反社会的勢力による被害の防止等）
- 業務の適切性（本人確認、疑わしい取引の届出）
- 利用者保護等
 - ・業務規程の周知その他
 - ・差別的取扱いの禁止
 - ・同期的管理に係る取扱い等
- 利用者情報管理
- 電子債権記録機関の業務範囲等（「附帯業」の取扱い）
- 電子債権記録業の外部委託について
- システムリスク（システム監査、データ管理態勢、障害発生時の対応）

II. 電子債権記録機関に係る事務処理上の留意点

- | | |
|-----------------|---|
| ○許可申請に係る事務処理 | ○行政処分を行う際の留意点 ⇒業務改善命令・停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること |
| ○行政指導等を行う際の留意点等 | |